平成２３年（フ）第３号
岐阜県可児郡御嵩町中979番地　サンタウンＨＴＭ205号、住民票上の住所岐阜県可児郡御嵩町中695番地２
債務者　髙木　絹子
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第３４６４号
名古屋市守山区守牧町８番地　守牧マンション503号
債務者　西尾　　明
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４０号
京都市右京区太秦堀池町30番地の63
債務者　長浜こと　長濱祐美子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４９号
京都市山科区椥辻草海道町36番地14　椥辻市営住宅２―202
債務者　鈴木　基弘
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５０号
京都市山科区椥辻草海道町36番地14　椥辻市営住宅２―202
債務者　鈴木　祝子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３３号
京都市右京区太秦青木ケ原町３番地51
債務者　辻下トモ子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２６５号
京都市西京区下津林芝ノ宮町31番地　プリオールハイツ桂701
債務者　中川健太郎
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０２号
京都市中京区聚楽廻西町163番地29
債務者　木村　由香（旧姓大麻）
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１１号
京都市北区等持院中町18番地６
債務者　瀬尾　直美（旧姓向山・太田）
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
京都市西京区桂下豆田町41番地11　ピュアガーデン桂203号
債務者　関谷美也子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２４号
兵庫県尼崎市潮江１丁目６番２―706号
債務者　谷川　拓巳
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８９３号
兵庫県姫路市青山４丁目20番20―705号　青山ＮＫマンション、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区今在家1046番地72
債務者　前田　裕司
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９９４号
兵庫県高砂市伊保崎南23―24―１　コヤマハイツ伊保102、住民票上の住所兵庫県高砂市時光寺町34番３―201号
債務者　水野　孝一
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１号
兵庫県姫路市野里慶雲寺前町１番３―117号おおひハイツ
債務者　中村　弘美
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２６９号
鳥取県鳥取市鹿野町今市1766番地53　市住９―１―２号
債務者　川田ゆかり
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
鳥取県鳥取市国府町町屋385番地１　フレグランス国府Ａ202号、旧住所鳥取県鳥取市南栄町36番地　雇用促進住宅１―101号
債務者　岸本　智恵
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６号
鳥取県鳥取市湖山町南１丁目161番地　小坂アパート５号、旧住所鳥取県鳥取市富安１丁目45番地　メゾンシャルマン108号
債務者　西村　敬子
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
鳥取地方裁判所民事部